

令和2年第1回
笠間市議会定例会会議録 第6号

令和2年3月18日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	飯田正憲君
副議長	13番	石田安夫君
	1番	坂本奈央子君
	2番	安見貴志君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	6番	中野英一君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井栄君
	11番	小松崎均君
	12番	畑岡洋二君
	14番	藤枝浩君
	15番	西山猛君
	16番	石松俊雄君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
市副市長	近藤慶一君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	中 村 公 彦 君
総 務 部 長	石 井 克 佳 君
市 民 生 活 部 長	金 木 雄 治 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
産 業 経 済 部 長	古 谷 茂 則 君
都 市 建 設 部 長	吉 田 貴 郎 君
上 下 水 道 部 長	横 手 誠 君
市立病院事務局長	後 藤 弘 樹 君
教 育 次 長	小 田 野 恭 子 君
消 防 次 長	堂 川 直 紀 君
笠 間 支 所 長	岡 野 洋 子 君
岩 間 支 所 長	伊 勢 山 裕 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	渡 辺 光 司
議 会 事 務 局 次 長	堀 越 信 一
次 長 補 佐	松 本 光 枝
係 長	神 長 利 久
主 幹	塩 田 拓 生

議 事 日 程 第 6 号

令和2年3月18日（水曜日）

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第1号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第2号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第3号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 笠間市土採取事業規制条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第6号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 笠間市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 笠間市東日本大震災支援金に関する基金条例を廃止する条例について
- 議案第11号 笠間市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例について
- 議案第12号 笠間市ゆかいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例について
- 議案第13号 笠間市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について
- 議案第14号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第3 議案第25号 令和2年度笠間市一般会計予算
- 議案第26号 令和2年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第27号 令和2年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第28号 令和2年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第29号 令和2年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第30号 令和2年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第31号 令和2年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第32号 令和2年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第33号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 議案第34号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計予算

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第1号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第2号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第3号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 笠間市土採取事業規制条例の一部を改正する条例について

- 議案第5号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議案第6号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について
- 議案第7号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 議案第8号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 笠間市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 笠間市東日本大震災支援金に関する基金条例を廃止する条例
について
- 議案第11号 笠間市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例につ
いて
- 議案第12号 笠間市ゆかいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例
について
- 議案第13号 笠間市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調
査結果の縦覧等の手続に関する条例について
- 議案第14号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第3 議案第25号 令和2年度笠間市一般会計予算
- 議案第26号 令和2年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第27号 令和2年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第28号 令和2年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第29号 令和2年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第30号 令和2年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第31号 令和2年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第32号 令和2年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第33号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 議案第34号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計予算

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（飯田正憲君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は21名であります。

本日の欠席議員は、17番大貫千尋君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者並びに議会事務局職員の出席者は、資料のとおりでございます。

ここで、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入室前の手の消毒の徹底をお願いするとともに、本会議中における議員及び執行部出席者のマスク着用を認めることにいたします。

議事日程の報告

○議長（飯田正憲君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第6号のとおりといたします。
これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（飯田正憲君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番石田安夫君、14番藤枝 浩君を指名いたします。

-
- | | |
|--------|---|
| 議案第 1号 | 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 2号 | 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 3号 | 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 4号 | 笠間市土採取事業規制条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 5号 | 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 6号 | 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 7号 | 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 8号 | 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 9号 | 笠間市水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 議案第10号 | 笠間市東日本大震災支援金に関する基金条例を廃止する条例について |
| 議案第11号 | 笠間市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例について |
| 議案第12号 | 笠間市ゆかいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例について |
| 議案第13号 | 笠間市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について |

議案第14号 公の施設の広域利用に関する協議について

○議長（飯田正憲君） 日程第2、議案第1号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例から議案第14号 公の施設の公益利用に関する協議についての14件を一括議題といたします。

審査が終了していますので、これより、各常任委員会の委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長より報告をお願いいたします。

委員長田村泰之君。

〔総務産業委員長 田村泰之君登壇〕

○総務産業委員長（田村泰之君） 今期市議会定例会において、総務産業委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は3月4日に執行部より、関係部課長等の出席を求め、議案第1号ほか9件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑と審査結果を申し上げます。

初めに、議案第1号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、塵芥処理作業手当支給額を1日当たり500円とするほか、4時間未満の場合は100分の60を乗じた額とする理由は何かの質疑があり、現在の環境組合での作業内容に合わせ、同様の手当を保障するためであるとの答弁がありました。

次に、議案第5号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する例については、現在の環境センターの内容を笠間市の条例とし、整備し、料金やごみの出し方など変更がないことを確認したところであります。

次に、議案第13号 笠間市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例については、環境アセスメントについて、隣接する茨城町と水戸市の関係性はどうかとの質疑があり、焼却施設は全て市内の施設であるため、協議については該当しないと考えている。なお、環境アセスメントについては、笠間市が責任を持って実施する等の答弁がありました。

次に、議案第14号 公の施設の広域利用に関する協議については、笠間市の公の施設は図書館だけだが、総合公園・体育館が入っていない理由についての質疑があり、本議案については、それぞれの公の施設の設置管理条例の規程により整理している。県央9市町村で個別条例の中に記載のある施設については協定書に含めない整理をしていることから、図書館のみの記載となっており、それ以外の施設も公の施設の広域利用の対象として皆様の利用に供しているとの答弁がありました。

なお、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第10号、議案第11号、議案第12号に

については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査を踏まえ、全ての議案について全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、ご報告といたします。

○議長（飯田正憲君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告をお願いします。

委員長村上寿之君。

〔教育福祉委員長 村上寿之君登壇〕

○教育福祉委員長（村上寿之君） 今期市議会定例会において教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、3月4日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第6号ほか1件の付託議案の審査を行いました。審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、議案第6号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、児童発達支援事業でサービスを受ける利用者には、負担金が発生しないことを確認しました。

次に、議案第7号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例については、今回の改正で外来診療分が18歳まで児童マル福の支給対象になり、自己負担金については、今回の改正の対象には入っていないことを確認しました。

以上のような審査を踏まえ、議案第6号及び議案第7号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、ご報告といたします。

○議長（飯田正憲君） 17番大貫千尋君が着座いたしました。

次に、建設土木委員会委員長より報告願います。

委員長西山 猛君。

〔建設土木委員長 西山 猛君登壇〕

○建設土木委員長（西山 猛君） 今期市議会定例会において建設土木委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、去る3月5日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第8号及び議案第9号の付託議案を審査いたしました。審査の過程での主な質疑、意見等及び審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第8号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。入居者の資格について、条例第5条を第1項の「県内に住所又は勤務場所を有する者

であること」の要件を削除することで、具体的にどのような状況が予想されるのかとの質疑に対し、執行部から、現行の「県内に住所又は勤務場所を有する者」を入居条件とすると、入居申し込みの時点で現住所を移転するということが前提となってくることから、この条件を削除することにしたとの答弁がありました。

次に、議案第9号 笠間市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。第35条、別表第3中、「道路」の削除及び市道、国土建設省所管道、さらには県土木所管を、それぞれ市・国・県の管理公共物に改めた理由は何かとの質疑に対し、執行部から、道路以外にも水路等の占用物があり、広い範囲で対応ができるための改正であるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第8号及び議案第9号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上が当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果であります。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ご報告といたします。

○議長（飯田正憲君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

10番石井 栄君。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井 栄です。

2020年第1回笠間市議会定例会での議案審査採決に当たり、議案第8号 笠松市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

議案第8号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例は、その第10条の3項に、「市長は、当該入居にかかわる債務について法人の補償を受けている者又は特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に、連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる」と記されています。

「第14条3項 入居者は、連帯保証人について、次の各号のいずれかに該当する事実が発生したときには、遅滞なく市長の承認を受けて連帯保証人を変更し、第10条第3項の保証を行う法人（以下、保証法人という）を立てなければならない」となっています。

第14条第5項には、「入居者は、第3項の規定によるもののほか、既に立てた連帯保証人を変更し、又は保証法人を立てようとするときには、市長の承認を得なければならない」と記載されています。

これにより、保証法人、すなわち民間の保証機関に加入し、本人が費用を負担すれば、

連帯保証人をつけなくても、市営住宅に入居することができることとなります。

しかし、2018年に国土交通省住宅局長が都道府県知事に発出した通知には、入居手続における保証人の連署する請書提出の義務づけを削除し、説明中に、緊急時連絡先の提出を新たに記載することとしています。

これは単身高齢者の増加等を踏まえ、今後、公営住宅の入居に際し、保証人を確保することがより一層困難になることが懸念される場所、保証人を確保することができないために公営住宅に入居できないといった事態が生じることがないように、保証人に関する規定を削除するものであるとの説明がされています。この通知に基づき、水戸市など県内の自治体では、保証法人に費用負担をすることなく、連帯保証人規定を削除しているところもございます。

本条例にある保証法人の規定は、高齢者等に新たな負担増をもたらすものであり、この規定は削除されるべきです。よって、この条例案に反対します。

議員の皆様には、この意見にご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、反対討論いたします。

○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

議案第1号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に関する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第2号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第3号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されま

した。

議案第4号 笠間市土採取事業規制条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第5号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第6号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第7号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第8号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

〔「議事進行について」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 15番西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 先ほど反対討論があったから、この議案については起立採決ということですね。

○議長（飯田正憲君） はい。

○15番（西山 猛君） ありましたよね。反対討論の趣旨を聞きますと、この条例の一部を改正する部分については、反対していないように私は感じたんですが、要するに、反対討論は反対じゃなかったのかなと思うんですが、整理してもらっていいですか。

○議長（飯田正憲君） 暫時休憩します。

午前10時22分休憩

午前10時26分再開

○議長（飯田正憲君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

ただいま異議がありましたので、質疑をちょっと。

○10番（石井 栄君） 討論したんですよ。（「採決しちゃっていいんだべ」と呼ぶ者あり）討論して、もう終わったことですよ。それ、そのまま進めてくれればいいですよ。

○議長（飯田正憲君） この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯田正憲君） 起立多数であり、よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第9号 笠間市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認め、よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第10号 笠間市東日本大震災支援金に関する基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第11号 笠間市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されま

した。

議案第12号 笠間市ゆかいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第13号 笠間市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第14号 公の施設の広域利用に関する協議についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第25号 令和2年度笠間市一般会計予算

議案第26号 令和2年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第27号 令和2年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

議案第28号 令和2年度笠間市介護保険特別会計予算

議案第29号 令和2年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第30号 令和2年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算

議案第31号 令和2年度笠間市立病院事業会計予算

議案第32号 令和2年度笠間市水道事業会計予算

議案第33号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計予算

議案第34号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計予算

○議長（飯田正憲君） 日程第3、議案第25号 令和2年度笠間市一般会計予算から議案第34号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計予算までの10件を一括議題といたします。

予算特別委員会委員長から審査の経過並びに結果についてご報告願います。
委員長石松俊雄君。

〔予算特別委員長 石松俊雄君登壇〕

○予算特別委員長（石松俊雄君） ただいまの議長の命に従い、今期定例会におけます予算特別委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、3月9日から11日までの3日間、執行部より関係部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました令和2年度の一般会計特別会計及び企業会計の予算案10件を審査いたしました。

審査の過程で出されました主な質疑等についてご報告申し上げます。

まず、議案第25号 令和2年度笠間市一般会計予算についてであります。

市長公室所管では、会計年度任用職員の導入に伴う職員の構成割合、地域おこし協力隊の来年度の配属先及び協力隊を卒業する隊員の処遇がどのようになるのか、笠間版C C R Cの進捗状況、移住支援策、そして、スマートシティコンソーシアムの施策について、質疑が行われました。

中でも、企画政策課所管のスマートシティコンソーシアムの公共交通対策に関する質疑に対し、執行部からは、来年度は交通分野を中心に進めていきたい。既に調査を開始しており、次年度は、主に観光について、どのようにして来訪者を市内周遊に結びつけるかという視点から、自転車も含めた実証実験までやりたい。あわせて、公共交通全体の再編についても、コンソーシアムの中で、中央大学に協力を求めながら検討していきたいという答弁がされました。

総務部所管では、公共建築物長寿命化の基金積立目標や公共施設等総合管理について、森林環境譲与税の算定方法、確定申告関連の予算、法人税の滞納原因について質疑が行われました。

市民生活部所管では、自転車交通安全対策、防犯灯のLED設置割合の状況、マイナンバーカードによる証明書のコンビニ発行件数などの質疑が行われました。

保健福祉部所管では、シルバー人材センターの業務内容、介護健診ネットワークシステムの改善策や今後の考え方、旧笠間保健センター解体に係るアスベストや地下埋設物の調査方法、特定不妊治療などについて質疑が行われ、中でも高齢福祉課所管の介護健診ネットワークの現場からの改善案や次のステップに行くための考えについて質疑が行われ、執行部からは、在宅医療との連携が重要になっていて、医師と介護の連携が課題であるという答弁がされました。

産業経済部所管では、多面的機能支払交付金事業の昨年との比較、森林環境譲与税の積み立て、重点「道の駅」の予算について質疑がありました。特に、道の駅整備推進課所管の重点「道の駅」実施内容、笠間市のゲートウエーとして、2次交通拠点としたM a a S

(マース)。M a a Sとは、バスや電車、タクシーからライドシェア、シェアサイクルといったあらゆる公共交通機関をI Tを使って、シームレス、切れ目のないように結びつけて、効率よく便利に使えるようにするシステムのことでありますが、このM a a Sの方向性や官民連携の考え方について質疑が行われました。

都市建設部所管では、多目的広場整備に係る芝生の管理方法や公民連携の考え方、スケートボードパークの整備、友部駅構内の修繕計画などについて質疑がされました。都市計画所管のスケートボードパーク整備に当たって検討すべきことについても、意見が出されております。

教育委員会所管では、「かさま音楽フェスタ～奏～」や笠間市民大学の事業経過について、笠間城調査の進捗状況と来年度の調査内容、東京オリンピックの聖火リレーのイベントに関して質疑がありました。

中でも、学務課所管のスイミングスクールの委託に至った経緯について質疑が行われ、執行部からは、市内小・中学校には老朽化したプールが多数あり、維持するには多額の経費がかかる。その経費を削減するために、民間委託を検討することとした旨の説明。さらには、来年度は笠間中学校をモデル校として実施し、その検証に基づいて、今後の経費削減策の一つとして考えていきたいという答弁がされました。

消防本部所管では、消防施設撤去工事費の内容、来年度購入するはしご車の性能について、質疑が行われました。

上下水道部所管では、石綿管及び鉛管更新事業の進捗状況などについて、質疑がされました。

次に、議案第26号 令和2年度笠間市国民健康保険特別会計予算では、基金積立金と一般会計繰出金の処理に関して質疑され、執行部からは、基金の積み立ては、歳入歳出予算積算時の剰余金を国保財政調整基金へ積み立てるものである。そういうことと、さらに国保税の見直しがあるのかという質疑には、国保税は、県から示された納付金を納めるため、標準保険税率を参考に試算をします。ですが、令和2年度においては変更はないという答弁がなされました。

議案第27号 令和2年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算では、保険料の引き上げについて、後期高齢者医療広域連合における令和2年度は、1人当たりの保険料を増額をするという決定をされています。この決定事項に対し、増額負担分を市で補填をして、保険料を軽減をするべきではないかという意見が出されましたが、低所得者に対しては軽減措置があるので、市としては補填をする考えはないという答弁が行われました。

議案第28号 令和2年度笠間市介護保険特別会計予算では、介護保険料は増額になるのかという質問がなされ、執行部から保険料の基本的金額には変更はないけれども、低所得者層にはさらなる軽減措置があるという答弁が行われています。

議案第29号 令和2年度笠間市介護サービス事業特別会計予算に関しましては、特に質

疑はなく、執行部からの説明をもって了承をしました。

議案第30号 令和2年度農業集落排水事業特別会計予算では、6地区の加入状況について質疑があり、加入の進んでいない地区については、加入促進の努力をお願いしたいとの意見が出されました。

議案第31号 令和2年度笠間市立病院事業会計予算では、病床利用率が高まっている要因について質問され、執行部から県立中央病院やほかの医療機関との連携により病床利用率が高くなったという説明がありました。

議案第32号 令和2年度笠間市水道事業会計予算では、石綿管の更新事業及び鉛管更新事業の進捗状況について質疑が行われました。

議案第33号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計予算では、岩間工業団地内の立地企業に対する給水状況について質疑が行われました。

議案第34号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計予算では、公共下水道の普及率と今後の事業計画について質疑が行われております。

以上が、審査の過程において出された主な質疑、意見等の内容であります。

次に討論では、石井委員より、議案第25号 令和2年度一般会計予算に対して、以下の4点。1点目は、国民健康保険の保険税負担軽減のために、国民健康保険特別会計から一般会計への繰り入れは行うべきではない。

2点目は、後期高齢者の保険料が来年度から値上げされることに伴い、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り出しを行って、被保険者の負担増を避けるべきである。

3点目は、マイナンバーの交付事業に予算が組まれており、個人情報に危険にさらすおそれがあることと、一部機関が個人情報を把握することにつながるため、マイナンバー制度自体に問題があり、脱却を図る必要がある。

4点目は、旧笠間保健センターの解体工事費に関して、市民からの税金を使って取り壊すよりも、耐震構造がしっかりとした施設を笠間地区の保健福祉向上のために活用すべきである。

次に、議案第26号 令和2年度笠間市国民健康保険特別会計予算に対しては、国民健康保険には低所得者層の利用世帯が多くを占め、保険税の軽減を図るべきである。一般会計の繰り出しをやめることで、保険税の中の子どもの均等割額を軽減することができ、財政調整基金を活用することで、さらに軽減を図ることができるのではないかと。

次に、議案第27号 令和2年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算に対しては、75歳以上の後期高齢者が支払う保険料は、来年度増額をされることが決定しているけれども、保険料増額分に相当する額を一般会計から繰り入れて補填をして、負担をなくして、今までと同じ保険料にするべきである。

以上の意見に基づく反対討論が行われました。

討論の後、採決をいたしました。その結果は、議案第25号、議案第26号、議案第27号

の3予算案につきましては、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

また、議案第28号から議案第34号までの7予算案につきましては、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上が、審査の経過並びに結果の報告であります。議員各位には、ご理解の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（飯田正憲君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

10番石井 栄君。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君）日本共産党の石井 栄です。

2020年第1回笠間市議会定例会での議案採決に当たり、議案第25号、議案第26号、議案第27号、3議案について、反対の立場で討論を行います。

一つ、議案第25号 2020年度笠間市一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

新年度予算は、笠間市民の暮らし、医療、福祉、教育、環境など市民生活の多方面にわたる施策の実施のために重要な役割を果たすものであります。評価賛同する主な点は、次の8項目です。

一つ、厚生労働省は、笠間市立病院を名指しして、二つの基準に該当するため、再編統合の対象として検討を求めています。厚生労働省が示している二つの基準は、笠間市立病院が果たしている地域医療としての役割とは異なる評価基準であり、市立病院の役割を正確に評価しないもので、地域医療を衰退に導く危険性があります。

市立病院は、地域に根ざした医療を進め、市民の健康を守る医療機関として、これまでも大切な役割を果たしてきましたし、現在も果たしています。市民に寄り添う医療を目指して、市立病院の運営を支える予算が確保され、また、公立ならではの運営を市立病院として継続することを改めて表明したことであります。

第2は、医療・福祉費支給制度の拡充を求める方針が示され、扶助費見込み額として1,783万4,000円が計上されました。これにより、入院費の無料に加えて、外来での通院費の自己負担分が高校生まで無料になります。

第3、先天性聴覚障害を早期に発見することにより、適切な支援を行うことで音声言語発達等への影響を最小限に抑えることを目的として、新生児聴覚検査事業が実施されることとなります。

第4、50歳以上の市内在住者に対する胃がん内視鏡検診が実施され、検診費1万5,000円に対して、市が1万1,200円を補助し、自己負担を3,800円に抑える制度の発足を目指すことになりました。

第5、友部駅自由通路に音声案内装置の拡充を行う事業の予算も計上され、視覚障害者の日常生活を支援する施策となっています。

第6、管理職である部課長に占める女性の割合が、2年間で1.7倍に伸びております。

第7、障害者の実雇用率が法定雇用率を上回っています。

第8、生活道路の拡充を目指す施策にも一定の予算を割き、取り組むことが示されており、ほかにもたくさん項目で大切な施策が見られます。

同意できない主な点は、次の5項目であります。

第1に、現在の高い国民健康保険税を軽減する対策がされておらず、また、その逆の措置がとられています。国民健康保険税を軽減するために、市が一般会計から国保会計に繰り入れた、いわゆる法定外繰り入れ分の1,500万円を、今度は国保会計から一般会計に繰り出しており、一般会計から見ると、1,500万円を繰り入れているところです。国保会計に戻して、高い国保税負担の軽減に使うべきであります。

市の国民健康保険加入世帯は、年間所得100万円未満の世帯が56%近くであり、低所得者層が多くを占めています。4代ご夫婦と子ども2人世帯で、所得100万円の場合の国保税は17万4,200円、所得200万円では国保税が35万2,900円です。

高い国保税の主要因は、ほかの制度にはない1人当たり年額3万1,600円の均等割があるからであります。子どもがふえると、均等割額は2倍3倍にふえます。収入のない子どもに税負担があり、子どもの人数に比例して均等割額がふえるのは、子育て支援政策に反するものであります。

子どもの均等割額を半分にするために必要な費用は1,749万円です。

一般会計に繰り出そうとしている1,500万円を国保税軽減に使えば、子どもの均等割額を約43%軽減できます。子ども2人の家庭では、年間約2万7,000円の負担軽減になります。軽減措置をとるべきであります。同時に、国保税軽減のため、一般会計からの法定外繰り入れも行うべきであると考えます。

第2に、後期高齢者医療保険の保険料収入が前年度比7,585万2,000円増の7億1,557万6,000円になります。被保険者が納付する保険料は、所得割率が8%から0.5%上がり、8.5%になり、均等割額は3万9,500円から6,500円値上げで4万6,000円になります。被保険者1人当たり平均で6,500円以上値上げされる予定で、高齢者の負担増になります。

広域連合の決定ですが、所得の低い階層の方々が多くいる高齢者から、年間で4,400円から2万円までの値上げを行い、年額1万300円から64万円までの納付を求めるのは、生活実態を無視するものと言わざるを得ません。

一般会計からの繰り入れで被保険者の負担を軽減することは、法的に問題のない措置で

す。少なくとも値上げ分を市の一般会計から負担して負担増を避けるべきであります、一般会計からの繰り入れによって値上げの影響を避ける予算措置がありません。

第3に、マイナンバーカード交付事業に6,600万円を支出しようとしています。マイナンバーカードは個人情報に危険にさらすとともに、個人情報を一部機関が把握することにつながる制度です。このような制度からの脱却が必要ですが、そのための措置が図られていません。推進をやめるべきであると考えます。

第4に、笠間保健センター施設解体事業に2020年度に4,372万円を支出し、翌2021年度には、取り壊し費用として6,558万円、合計1億930万円を支出しようという方針が示されています。

市民は、旧笠間保健センターを市民のための医療、保健、福祉、災害時の避難施設として活用することを求めて、昨年12月、市長宛てに署名を提出いたしました。昨年2月には、地元区長4名が、取り壊すことをやめて保健福祉事業に活用することを求めて、市長宛ての要望書を提出しました。

旧笠間保健センターは、耐震設計により建てられた堅固な建築物であり、まだ十分に使用することができる施設です。取り壊すことをしないでください。活用してくださいと要望している施設を取り壊してしまうことは、市民の税金の使い方としては不適切であります。地域包括ケアシステムの円滑な運用の上でも必要不可欠な施設であります。

2歳児3歳児の健診等にも使われた施設であり、精神障害者のリハビリ施設、親子通園事業、スクエア・ステップ、健康教室としても活用されました。この施設の閉鎖で、市民は、友部地区やほかの地区まで移動しなければならなくなりました。旧笠間地区にあった小学校3校、中学校1校を閉鎖統合し、その上、保健福祉の拠点であった旧笠間保健センターを解体撤去していくことがどのような事態につながるのでしょうか。地域の衰退につながらなければいいのですが、大変心配です。

解体する方針決定は、公共施設総合管理計画の運用の誤りだと考えております。解体のための予算措置は、政策の誤りを重ねることになります。市民が汗水を流して働いて納めた税金1億円以上をかけて取り壊しに使うべきではありません。市民のために活用する施設として再生するために、使うべきであると考えます。

第5に、東海第二原子力発電所は、稼働後41年以上を経過した老朽化した原発です。再稼働は事故の可能性を高め、過酷事故が発生すれば市民は避難を余儀なくされ、大きな被害を受けます。市は、再稼働をやめるように求める方針を立て、そのための対策をとる必要がありますが、再稼働に反対し廃炉を目指す方針が示されず、それに対応する予算措置がありません。原発の過酷事故は、市民生活を根底から突き崩すことになります。世論調査等では、多数の国民が再稼働に反対しています。

以上、2020年度笠間市一般会計予算に反対する主な理由を申し述べました。議員の皆様にはご賛同を賜りますようお願いしまして、反対討論といたします。

二つ目、議案第26号 2020年度笠間市国民健康保険特別会計に反対の立場で討論いたします。

先ほども述べましたように、現在の高い国民健康保険税を軽減する対策がされておらず、また、その逆の措置がとられております。子どもの均等割額を半分にするために必要な費用は1,749万円です。一般会計に繰り出そうとしている1,500万円を国保税軽減に使えば、子どもの均等割額を約43%軽減できます。子ども2人の家庭では年間約2万7,000円の負担軽減になりますので、軽減措置をとるべきであり、国保税軽減のために一般会計からの法定外繰り入れも行うべきであります。

国保会計の財政調整基金は約3億9,400万円ありますが、これに基金積立金として1億7,600万円を国保の財政調整基金に繰り入れようとしています。基金を活用し、国保税を引き下げ、市民の負担の軽減につなげるべきであります。それがなされておられません。

よって、笠間市国民健康保険特別会計に反対をいたします。議員の皆様にはご賛同いただきますようお願い申し上げまして、反対討論といたします。

第3、議案第27号 2020年度後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療保険の保険料収入がふえまして7億1,557万6,000円になり、被保険者が納付する保険料が、所得割率が8%から8.5%になり、均等割額は3万9,500円から4万6,000円になります。被保険者1人当たり平均で6,500円以上増額される予定であります。何よりも所得の低い階層の方々が多くいる高齢者から、年間で4,400円から2万円までの値上げを行い、年額1万300円から64万円までの納付を求めるのは、生活実態からかけ離れています。

一般会計からの繰り入れで被保険者の負担を軽減することは法的に問題のない措置であります。少なくとも値上げ分を市の一般会計から負担して、負担増を避けるべきであります。しかし、一般会計からの繰り入れによって値上げの影響を避ける措置がとられておりません。

よって、後期高齢者医療特別会計予算に反対いたします。議員の皆様には、ご賛同いただけますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございます。

○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第25号 令和2年度笠間市一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（飯田正憲君） 起立多数であり、よって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、議案第26号 令和2年度笠間市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。
この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯田正憲君） 起立多数であり、よって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、議案第27号 令和2年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。
この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯田正憲君） 起立多数であり、よって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、議案第28号 令和2年度笠間市介護保険特別会計予算を採決いたします。
本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和2年度笠間市介護サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和2年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和2年度笠間市立病院事業会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和2年度笠間市水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（飯田正憲君） 以上で本日の日程は全て終了し、今期市議会定例会に付議された議案の審査が全て議了いたしました。

これにて令和2年第1回笠間市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時03分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 飯 田 正 憲

署 名 議 員 石 田 安 夫

署 名 議 員 藤 枝 浩